

地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について

地域内フィーダー系統確保維持計画は、補助対象である地域間幹線バスに接続する赤字路線に対して、法定協議会が国庫補助を受けられるものであります。

本市では、近江鉄道株式会社が運行する小浜線が該当となり、毎年、計画策定を行い申請しております。

また、申請書を提出するにあたり協議会名で提出する必要があることから、委員各位に承認を得るものです。

本計画では、当該路線に対し、事業の目標や目標を達成するための取組などを設定するものです。事業の目標および取組については、以下のように考えております。

■添付資料

別紙のとおり

・届出書類一式

{地域内フィーダー系統確保維持計画（案）、表 1（案）、表 5（案）等}

(1) 事業の目標について

令和 4 年度の目標としましては、輸送人員（利用者数）を令和 3 年度と比較して、1%向上を目標とします。

(2) 目標を達成するための取組について

以前から実施している「高齢者おでかけパス」や「スーパー学割バス定期券」といった利用促進を目指す事業を行います。

(3) その他

本補助金につきましては、対象地域ごとに上限額が設定されています。

様式第 1 - 6 (日本産業規格 A 列 4 番)

守地交活第 号
令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

守山市地域公共交通活性化協議会
滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
会長 井上 学

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和4年6月 日

（名称）守山市地域公共交通活性化協議会

| 生活交通確保維持改善計画の名称 | | | |
|---|----------------|-----------|---|
| 地域内フィーダー系統確保維持計画 | | | |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 | | | |
| <p>本市においては、大津市に通じる幹線バス路線であるレインボーライン（琵琶湖大橋線、木の浜線）を軸に、市内域に路線バス、コミュニティバス、デマンド乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>しかしながら、少子化・高齢化の進行によりバスを利用する層が減少傾向にあることに加え、自家用車の普及等により路線バスの利用者を確保することが年々困難になってきている。こうしたことから採算に合わない既存バス路線は減便を検討せざるを得ない状況となるなど、日常生活のうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。</p> <p>そうした中、学生や高齢者等にとって身近な交通手段であるバス交通の充実は、より一層の向上が求められており、公共交通の果たす役割は、益々重要なものとなっている。</p> | | | |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 | | | |
| (1) 事業の目標 | | | |
| <p>市・地域住民・交通事業者・関係機関が連携して「将来にわたり誰もが安心して移動できる地域交通の実現」を目指す。</p> <p>定量的な目標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの利用者数を維持する。 ・「公共交通を利用したことのない人」の割合を39.5%より下げる。 ・路線バス利用者の満足度を現在（37%）より高める。 | | | |
| 【フィーダー事業目標】 | | | |
| 評価指標 | 現在値 (令和3年度) | | 目標値 (令和5年度) |
| | R2.10~R3.3 | R3.4~R3.9 | R4.10~R5.9 |
| 小浜線 | 22,418人/年 | 19,537人/年 | <p>令和3年度輸送人員が1%増となることを目標とする。</p> <p>※R3.4~ビッグレイクラインが服部線と小浜線とに再編されました。</p> <p>①再編前…R2.10~R3.3における、小浜線にビッグレイクラインの輸送人員の1/2を加えた人数(小浜線22,418人+ビッグレイクライン8,609人×1/2=26,723人)</p> <p>②再編後…R3.4~R3.9における、小浜線の輸送人数(19,537人)</p> <p>①と②の合計46,260人を令和3年度輸送人数とします。</p> |

(2) 事業の効果

市内の既存バス路線を維持することにより、小津学区、玉津学区、速野学区、中洲学区、河西学区などの市街化調整区域住民、特に学生・高齢者等の日常生活に不可欠な移動手段が確保できる。また、路線バスが運行していることで、デマンド乗合タクシーとの連携が効果を発揮することができる。

さらに、交通結節点であるJR守山駅とを結ぶことで市外への通勤・通学の手段を確保し、地域活性化に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 幹線路線バスの利便性を高めるためバス停付近にBTS（駐輪場）の設置（市）
- ・ 路線再編に向けた検討（市・バス事業者）
- ・ 公共交通に関する情報「おでかけマップ」の作成（交通協議会）
- ・ 行政、交通事業者を交えた「住民ワークショップ」等の開催（市・地域住民・バス事業者・関係行政機関ほか）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から国庫補助金額を差し引いた分については近江鉄道株式会社が負担。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

近江鉄道株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

| |
|---|
| 該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 表5のとおり |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 25 年 6 月 11 日 地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明
- ・平成 25 年 11 月 15 日 連携計画内容、費用負担等について説明・協議・承認
- ・平成 26 年 2 月 18 日 連携計画内容、費用負担等及びフィーダー補助の活用について説明・協議・承認
- ・平成 26 年 6 月 20 日 生活交通確保維持改善計画内容、費用負担等について説明
- ・平成 26 年 10 月 24 日 路線バス運賃割引社会実験に関する調査検討業務について説明・協議・承認
- ・平成 27 年 3 月 18 日 平成 27 年度地域協働推進事業について説明
- ・平成 27 年 6 月 9 日 生活交通確保維持改善計画内容、費用負担等について協議・承認
- ・平成 27 年 8 月 18 日 路線バス運賃割引社会実験および『モーリーカー』の見直しに関する検討
- ・平成 28 年 2 月 15 日 平成 27 年度守山市地域公共交通活性化協議会補正予算の承認
- ・平成 28 年 3 月 30 日 近隣市町村との広域バス運行に関する事項について説明・協議・承認
- ・平成 28 年 6 月 23 日 生活交通確保維持改善計画内容、費用負担等について協議・承認
- ・平成 28 年 12 月 27 日 路線バスフリーパスの導入および『モーリーカー』の充実策に関する説明・協議・承認
- ・平成 29 年 3 月 23 日 路線バスフリーパスの導入および『モーリーカー』の充実策の報告
- ・平成 29 年 6 月 26 日 路線バスフリーパスの導入および『モーリーカー』の充実策の実績報告および今後の本市の公共交通に関する意見交換
- ・平成 29 年 8 月 28 日 生活交通確保維持改善計画内容、費用負担等についておよび B T S の増設、J R 守山駅へのバスの発着情報案内機器の設置についての協議・承認
- ・平成 30 年 2 月 23 日 『モーリーカー』の利便性向上に向けた取り組みおよび路線バスフリーパス券の次年度実施内容に関する説明・協議・承認
- ・平成 30 年 6 月 7 日 生活交通確保維持改善計画内容および広域バス運行に関する事項について説明・協議・承認
- ・平成 30 年 11 月 22 日 『モーリーカー』の利便性向上に向けた取り組み、「公共交通網形成計画」策定に向けた市民ニーズ調査の実施および地元企業と連携した公共交通利用促進策に関する説明・協議・承認
- ・平成 30 年 12 月 3 日 生活交通確保維持改善計画変更に係る郵送決議・承認
- ・平成 31 年 3 月 25 日 「公共交通網形成計画」策定に向けた市民ニーズ調査結果および『モーリーカー』の制度改正に関する説明・協議・承認
- ・令和元年 6 月 27 日 生活交通確保維持計画改善計画に係る郵送決議・承認
- ・令和元年 9 月 13 日 生活交通確保維持改善計画内容説明・協議・承認
- ・令和元年 9 月 27 日 生活交通確保維持計画改善計画に係る郵送決議・承認
- ・令和 2 年 2 月 19 日 地域公共交通網形成方針の策定について協議・承認
- ・令和 2 年 7 月 7 日 フィーダー系統確保維持計画の内容について書面により協議・承認
- ・令和 2 年 11 月 13 日 フィーダー系統確保維持計画の変更届について協議・承認
- ・令和 3 年 2 月 9 日 守山市デマンド乗合タクシー「モーリーカー」の充実について協議・承認
- ・令和 3 年 6 月 29 日 フィーダー系統確保維持計画の内容について書面により協議・承認
- ・令和 3 年 10 月 13 日 R 2 決算報告、R 3 事業計画および予算について書面により協議・承認
- ・令和 4 年 2 月 9 日 フィーダー系統確保維持計画の変更届について協議・承認

| 21. 利用者等の意見の反映状況 | |
|--|---|
| <p>交通協議会に利用者代表として守山市自治連合会から7名の学区長及び守山市身体障害者連合会、守山市老人クラブ連合会より各々1名参加していただいている。</p> <p>行政に寄せられる市民・利用者の声、意見等を協議会に報告することにより反映させている。</p> | |
| 22. 協議会メンバーの構成員 | |
| 関係都道府県 | 滋賀県土木交通部交通戦略課 |
| 関係市区町村 | 守山市総合政策部、環境生活部、健康福祉部、都市経済部、副市長 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 近江鉄道株式会社、江若交通株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近江タクシー株式会社、守山タクシー株式会社 一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県南部土木事務所、滋賀県道路公社、守山警察署等、私鉄滋賀県協議会 |
| 地方運輸局 | 近畿運輸局滋賀運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 守山市自治連合会、守山商工会議所、株式会社みらいもりやま21、守山市身体障害者連合会、守山市老人クラブ連合会、守山市観光物産協会、守山市社会福祉協議会、守山青年会議所、学識経験者 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 守山市吉身二丁目5番22号

(所 属) 守山市役所都市計画・交通政策課

(氏 名) 南井 芙水

(電 話) 077-582-1132

(e-mail) toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 運 送 継 続 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|-------|----------|------------------------------|------|------------------|---------------|--------------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで 該当する 要件(別表 7・9) | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| 守山市 | 近江鉄道株式会社 | (1) 小浜線① (赤の井経由) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 往9.9km 復9.9km | 241日 | 723.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |
| | 近江鉄道株式会社 | (2) 小浜線② (もりやまエコパーク経由) | 守山駅 | もりやま エコパーク | 小浜 | 往12.8km 復12.8km | 365日 | 730.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |
| | 近江鉄道株式会社 | (3) 小浜線③ (野洲川歴史公園サッカー場経由) | 守山駅 | 野洲川歴史 公園サッカー場 | もりやま エコパーク | 往13.5km 復13.5km | 365日 | 606.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 運 送 継 続 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|-------|----------|------------------------------|------|------------------|---------------|--------------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで 該当する 要件(別表 7・9) | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| 守山市 | 近江鉄道株式会社 | (1) 小浜線① (赤の井経由) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 往9.9km 復9.9km | 240日 | 720.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |
| | 近江鉄道株式会社 | (2) 小浜線② (もりやまエコパーク経由) | 守山駅 | もりやま エコパーク | 小浜 | 往12.8km 復12.8km | 366日 | 732.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |
| | 近江鉄道株式会社 | (3) 小浜線③ (野洲川歴史公園サッカー場経由) | 守山駅 | 野洲川歴史 公園サッカー場 | もりやま エコパーク | 往13.5km 復13.5km | 366日 | 606.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名等 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 利 便 増 進 特 例 措 置 | 運 送 継 続 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10) | | | |
|-------|----------|------------------------------|------|------------------|---------------|--------------------|----------------|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 運行態様の別 | 基準ハで 該当する 要件(別表 7・9) | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| 守山市 | 近江鉄道株式会社 | (1) 小浜線① (赤の井経由) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 往9.9km 復9.9km | 241日 | 723.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |
| | 近江鉄道株式会社 | (2) 小浜線② (もりやまエコパーク経由) | 守山駅 | もりやま エコパーク | 小浜 | 往12.8km 復12.8km | 365日 | 730.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |
| | 近江鉄道株式会社 | (3) 小浜線③ (野洲川歴史公園サッカー場経由) | 守山駅 | 野洲川歴史 公園サッカー場 | もりやま エコパーク | 往13.5km 復13.5km | 365日 | 606.0回 | | | 路線定期運行 | ① | 守山駅で補助対象地域間 幹線系統服部線と接続 | ③ |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 守山市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 21,954 |
| 交通不便地域等 | |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

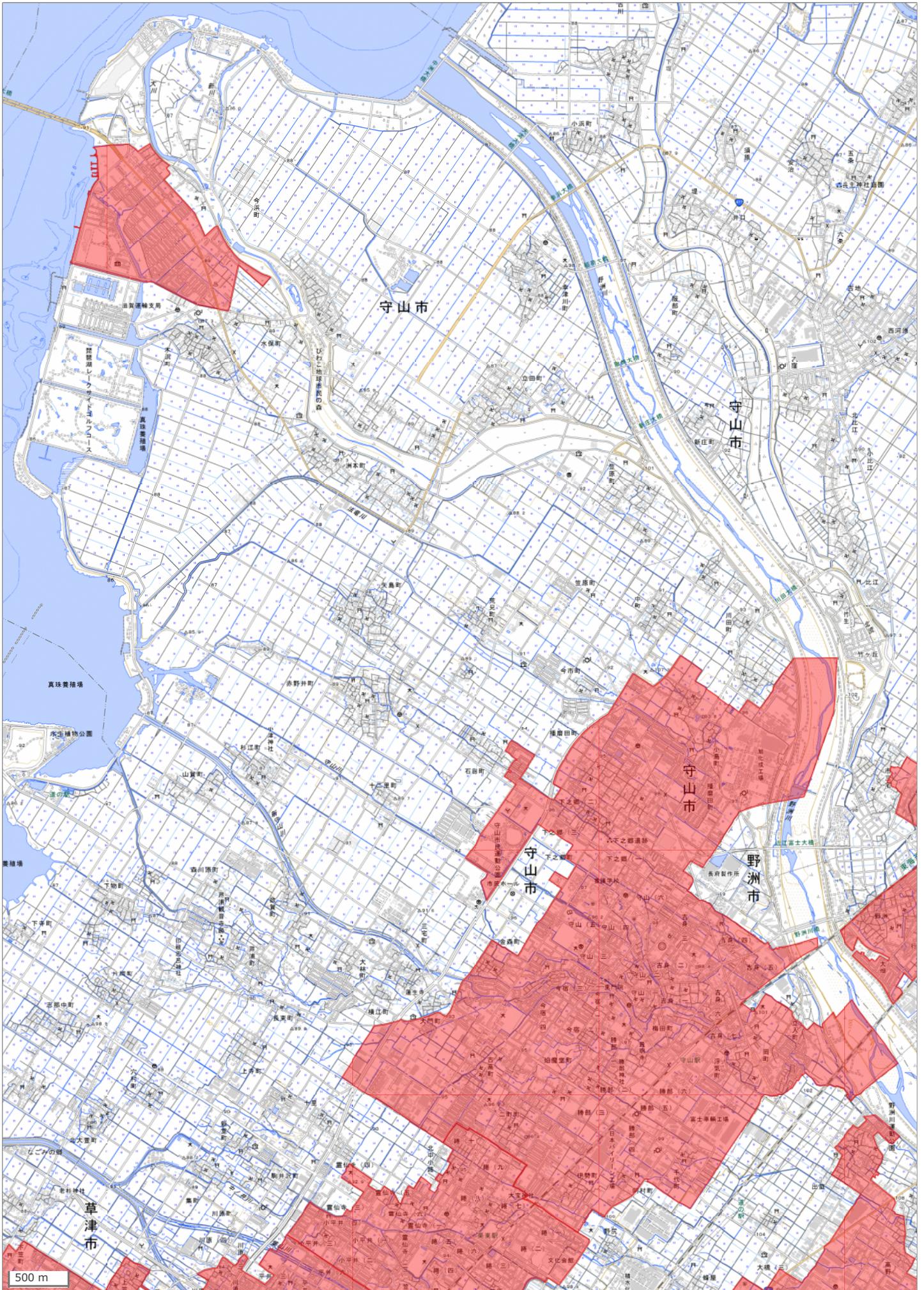
| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|--------------------|---------|----------|
| 大津湖南エリア地域公共交通網形成計画 | 平成31年3月 | |
| 守山市地域公共交通網形成計画 | 令和2年3月 | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



小浜線運行日数算出根拠 (R5 : 2022/10/1~2023/9/30)

1. 運行日数

| | 平日 | 土曜日 | 日祝日 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10月 | 20 | 5 | 6 | 31 |
| 11月 | 20 | 4 | 6 | 30 |
| 12月 | 20 | 4 | 7 | 31 |
| 1月 | 19 | 4 | 8 | 31 |
| 2月 | 19 | 3 | 6 | 28 |
| 3月 | 22 | 4 | 5 | 31 |
| 4月 | 20 | 4 | 6 | 30 |
| 5月 | 20 | 4 | 7 | 31 |
| 6月 | 22 | 4 | 4 | 30 |
| 7月 | 20 | 5 | 6 | 31 |
| 8月 | 19 | 4 | 8 | 31 |
| 9月 | 20 | 4 | 6 | 30 |
| 合計 | 241 | 49 | 75 | 365 |

年末年始期間12/29~1/3

お盆期間8/14~8/16

2. キロ程及び運行回数

| 運行系統 | 申請番号 | 起点 | 主な経過地 | 終点 | 往復 | キロ程 | 運行回数(片道) | | | 運行回数(往復) | | |
|------|------|-----|--------------|-----------|----|------|----------|----|-----|----------|-----|-----|
| | | | | | | | 平日 | 土曜 | 日祝日 | 平日 | 土曜 | 日祝日 |
| 小浜線 | (1) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 往復 | 9.9 | 3 | 0 | 0 | 3.0 | 0.0 | 0.0 |
| | (2) | 守山駅 | もりやまエコパーク | 小浜 | 往復 | 12.8 | 2 | 2 | 2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| | (3) | 守山駅 | 野洲川歴史公園サッカー場 | もりやまエコパーク | 往復 | 13.5 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1.0 | 1.0 |

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

| 運行系統 | 申請番号 | 起点 | 主な経過地 | 終点 | キロ程(片道) | 運行回数(往復) | | | 総運行日数 | 1日平均運行回数 | |
|------|------|-----|--------------|-----------|---------|----------|------|-------|-------|----------|-----|
| | | | | | | 平日 | 土曜 | 日祝日 | | | |
| 小浜線 | (1) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 9.9 | 723.0 | 0.0 | 0.0 | 723.0 | 241 | 3.0 |
| | (2) | 守山駅 | もりやまエコパーク | 小浜 | 12.8 | 482.0 | 98.0 | 150.0 | 730.0 | 365 | 2.0 |
| | (3) | 守山駅 | 野洲川歴史公園サッカー場 | もりやまエコパーク | 13.5 | 482.0 | 49.0 | 75.0 | 606.0 | 365 | 1.6 |

小浜線運行日数算出根拠 (R6 : 2023/10/1~2024/9/30)

1. 運行日数

| | 平日 | 土曜日 | 日祝日 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 10月 | 21 | 4 | 6 | 31 |
| 11月 | 20 | 4 | 6 | 30 |
| 12月 | 20 | 4 | 7 | 31 |
| 1月 | 19 | 4 | 8 | 31 |
| 2月 | 19 | 4 | 6 | 29 |
| 3月 | 20 | 5 | 6 | 31 |
| 4月 | 21 | 4 | 5 | 30 |
| 5月 | 21 | 3 | 7 | 31 |
| 6月 | 20 | 5 | 5 | 30 |
| 7月 | 22 | 4 | 5 | 31 |
| 8月 | 18 | 5 | 8 | 31 |
| 9月 | 19 | 4 | 7 | 30 |
| 合計 | 240 | 50 | 76 | 366 |

年末年始期間12/29~1/3

お盆期間8/14~8/16

2. キロ程及び運行回数

| 運行系統 | 申請番号 | 起点 | 主な経過地 | 終点 | 往復 | キロ程 | 運行回数(片道) | | | 運行回数(往復) | | |
|------|------|-----|--------------|-----------|----|------|----------|----|-----|----------|-----|-----|
| | | | | | | | 平日 | 土曜 | 日祝日 | 平日 | 土曜 | 日祝日 |
| 小浜線 | (1) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 往復 | 9.9 | 3 | 0 | 0 | 3.0 | 0.0 | 0.0 |
| | (2) | 守山駅 | もりやまエコパーク | 小浜 | 往復 | 12.8 | 2 | 2 | 2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| | (3) | 守山駅 | 野洲川歴史公園サッカー場 | もりやまエコパーク | 往復 | 13.5 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1.0 | 1.0 |

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

| 運行系統 | 申請番号 | 起点 | 主な経過地 | 終点 | キロ程(片道) | 運行回数(往復) | | | 総運行日数 | 1日平均運行回数 | |
|------|------|-----|--------------|-----------|---------|----------|-------|-------|-------|----------|-----|
| | | | | | | 平日 | 土曜 | 日祝日 | | | |
| 小浜線 | (1) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 9.9 | 720.0 | 0.0 | 0.0 | 720.0 | 240 | 3.0 |
| | (2) | 守山駅 | もりやまエコパーク | 小浜 | 12.8 | 480.0 | 100.0 | 152.0 | 732.0 | 366 | 2.0 |
| | (3) | 守山駅 | 野洲川歴史公園サッカー場 | もりやまエコパーク | 13.5 | 480.0 | 50.0 | 76.0 | 606.0 | 366 | 1.6 |

小浜線運行日数算出根拠 (R7 : 2024/10/1~2025/9/30)

1. 運行日数

| | 平日 | 土曜日 | 日祝日 | 合計 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| 10月 | 22 | 4 | 5 | 31 | |
| 11月 | 20 | 4 | 6 | 30 | |
| 12月 | 20 | 4 | 7 | 31 | 年末年始期間12/29~1/3 |
| 1月 | 19 | 4 | 8 | 31 | |
| 2月 | 18 | 4 | 6 | 28 | |
| 3月 | 20 | 5 | 6 | 31 | |
| 4月 | 21 | 4 | 5 | 30 | |
| 5月 | 20 | 4 | 7 | 31 | |
| 6月 | 21 | 4 | 5 | 30 | |
| 7月 | 22 | 4 | 5 | 31 | |
| 8月 | 18 | 4 | 9 | 31 | お盆期間8/14~8/16 |
| 9月 | 20 | 4 | 6 | 30 | |
| 合計 | 241 | 49 | 75 | 365 | |

2. キロ程及び運行回数

| 運行系統 | 申請番号 | 起点 | 主な経過地 | 終点 | 往復 | キロ程 | 運行回数(片道) | | | 運行回数(往復) | | |
|------|------|-----|--------------|-----------|----|------|----------|----|-----|----------|-----|-----|
| | | | | | | | 平日 | 土曜 | 日祝日 | 平日 | 土曜 | 日祝日 |
| 小浜線 | (1) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 往復 | 9.9 | 3 | 0 | 0 | 3.0 | 0.0 | 0.0 |
| | (2) | 守山駅 | もりやまエコパーク | 小浜 | 往復 | 12.8 | 2 | 2 | 2 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| | (3) | 守山駅 | 野洲川歴史公園サッカー場 | もりやまエコパーク | 往復 | 13.5 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1.0 | 1.0 |

3. 補助対象期間の総運行回数及び1日平均運行回数

| 運行系統 | 申請番号 | 起点 | 主な経過地 | 終点 | キロ程(片道) | 運行回数(往復) | | | | 総運行日数 | 1日平均運行回数 |
|------|------|-----|--------------|-----------|---------|----------|------|-------|-------|-------|----------|
| | | | | | | 平日 | 土曜 | 日祝日 | 合計 | | |
| 小浜線 | (1) | 守山駅 | 赤の井 | 小浜 | 9.9 | 723.0 | 0.0 | 0.0 | 723.0 | 241 | 3.0 |
| | (2) | 守山駅 | もりやまエコパーク | 小浜 | 12.8 | 482.0 | 98.0 | 150.0 | 730.0 | 365 | 2.0 |
| | (3) | 守山駅 | 野洲川歴史公園サッカー場 | もりやまエコパーク | 13.5 | 482.0 | 49.0 | 75.0 | 606.0 | 365 | 1.6 |